

分与賞典禄の研究

——尾張徳川家の場合——

松 平 秀 治

維新黎明期において明治新政府は、鳥羽・伏見の戦をはじめ東日本各地で抵抗を示した一部の旧幕臣と諸藩を、薩・長を中心とした兵力で鎮圧することに成功した。この戊辰戦争の勝利は新政府の基礎固めに大きなプラスとなったことは言うまでもないが、今度は戦功のあつた将士に対する行賞が大きな政治問題となつた。また同時に、戦功だけでなく王政復古に尽力した人々への賞与も考えなくてはならなくなつた。その結果、有功の者へ賞典禄を給付することになり、明治二年六月二日戊辰戦争賞典、同年九月一日四日函館賞典、その二六日復古賞典が発表され、皇族・公家・大名をはじめ有功の士等に総高一〇〇万石に及ぶ賞典禄が与えられることになつた。

さて、本稿で取上げようとする尾張徳川家は、明治二年六月二日に徳川慶勝・徳成（のち義宣と改名）父子連名（徳成は藩主、慶勝は徳成の二代前の藩主で当時は隠居の身分）で、永世高一万五〇〇〇石を給与されたが、これは戊辰戦争の戦功によるものであつた。なお尾張藩は、王政復古にも積極的に尽力したことから、

九月二六日の復古賞典の際には慶勝が従一位に陞叙され、藩士田宮如雲には永世禄四〇〇石、同田中国之輔（不二麿）には一時金一〇〇〇両が与えられた。

ところで、賞典禄支給決定までの政府部内における審議過程等についてはすでに述べられているが、給与後の問題に関して詳述されたものは殆んどない状態である。そこで本稿では、尾張徳川家に支給された賞典禄が、有功の藩士等にとどのように配分されたかという点について検討を加え、従来の研究の空白部分をいささかなりとも補うことにしたい。

なお、本稿で使用する原史料はすべて徳川林政史研究所の所蔵文書であることをあらかじめお断りしておく。

一 明治維新と尾張藩

尾張藩は徳川御三家の筆頭として重きをなした藩であるが、幕末には尊王思想を持つ慶勝が藩主となつて、幕府の開港に反対す

るなどの動きを示した。しかし慶勝は安政五年七月に、前月の不時登城を咎められて隠居急度慎みという処分をうけた。この慶勝にかわって藩主となったのは、実弟の茂徳であった。茂徳が藩主になると、今まで慶勝の側近くにあつて尊王攘夷論を唱えていた田宮如雲らが排除され、佐幕派の藩士が実権を握るようになったが、慶勝らを処罰した大老井伊直弼は、万延元年桜田門外で水戸浪士たちに暗殺されるため、藩内の情勢は再び尊王側に有利となった。すなわち、文久二年四月慶勝は謹慎を解かれて政界に復帰した。彼の復活によって再び反幕派が勢力を盛り返えたため、藩主茂徳の立場は極めて微妙な状況に追い込まれ、ついに翌三年九月隠居せざるをえなくなつた。茂徳のあとには養子元千代（慶勝の実子で、幕命によって茂徳の養子となつた。後の徳成、また改め義宣）が封を継ぐこととなつたが、元千代はわずか六才であつたので実父慶勝が後見役となつた。これ以後尾張藩は、尊王を旗印として王政復古に尽瘁し、そのため王政復古に際しては慶勝が議定に、藩士荒川甚作・丹羽賢・田中国之輔が参与に任命された。その後慶勝は、朝幕間の周旋に努力したがそれも成功せず、ついに鳥羽・伏見の戦となり戊辰戦争が開始されるに至つた。ところが慶勝が勤王派を率いて上方で王事に関与している隙に、国元では再び佐幕派が台頭し、不穏な情勢に立ち至つたため、慶勝は領内の賊徒誅戮・近国領主の勤王誘引を命ぜられ帰国した。明治元年正月二〇日に帰国した慶勝は、二五日までの間に佐幕派の渡辺新左衛門ら一四名を斬に処し、同志と見られる多数の藩士に隠居

や謹慎を命じた。ついで勤王誘引のため藩士丹羽賢・鷲津九蔵ら四〇名余を、三河・遠江・甲斐・美濃及び上野の諸國に派遣した。この特使は、尾張近國に所領をもつ大名・幕臣等に対して勤王を勧め、これに応じた領主からは誓書を提出させた。この勤王誘引運動は順調に進展したので、明治元年三月末をもって中止されたが、その短期間に成果を収めえたのは、やはり親藩筆頭の尾張藩が旗幟を鮮明にし、朝廷側に立つて勸説に当たつたためと見られている。

勤王誘引が進行する一方において藩主徳成は、元年二月に東海道先鋒を命ぜられたので、藩士富永孫太夫兼保・津田帯刀寛敦を隊長として七八四名を東下させた。この部隊は二月一八日名古屋を出立したが、ついで二二日大総督有栖川宮が名古屋を出発するに当たつては、藩士上野資寿が一〇〇余名を率いてこれに従軍した。東下した藩兵は、途中各地で敵が屯集しているとの情報があるのと兵を割いて鎮庄に向つたが、大きな戦いには遭遇しなかつた。四月になると江戸城の明け渡しが決まり、その受取り方を尾州藩に命ぜられたので、藩士水野忠雄がその折衝に当たり、一日無事入城するとともに諸事務を終え、ついで有栖川宮の入城となつた。その後一部の兵は江戸城諸門の警衛に任じたが、一部は命によって信州中野へ出動した。この派兵は、旧幕府脱走兵等が会津から越後へ侵入し、更に中野方面にも攻め入つたためであつて、四月二四日津田寛敦が兵隊を率いて出発、翌閏四月五日に中野へ着陣した。ところが越後高田方面の情勢が急変したため、直

ちに中野から越後へ進軍したところ、高田方面はほぼ鎮定されていたので江戸への召還命令が出され、新井において尾州表から到着した千賀与八郎信立の率いる藩兵と交代して江戸に引揚げた。

江戸では五月に上野の彰義隊の討伐が行なわれ、尾藩もこの攻撃に加わって戦功があった。ついで七月奥州への派兵を命ぜられ、同月二三・二四日の両日に富永兼保を隊長とする部隊四三〇名余が東京（この月江戸を東京と改めた）を進発した。この部隊は各地に分遣され、一隊は八月一〇日、奥州長沼町で会津兵と戦火を交えて退けたが四名の負傷者を出し、更に会津へ進攻した。また一部は白河から二本松へと進軍したが、既に奥羽鎮圧が成功したため引揚げることとなり、全軍十一月三日東京へ帰着した。このように東海道を下った部隊は江戸から信州・越後、また奥州へと転戦したが、十一月一〇日東京を出立して同二日に名古屋へ凱旋し、他の一部は二月一四日東京から名古屋へ帰陣した。

次に甲信両国へ出兵した部隊の動向についてみると、藩内を動王に統一し、また勤王誘引工作を終えた慶勝は、元年四月下旬上京しようとしたが、その途中で、朝命が下り、会津兵等の先鋒が信州北部まで進攻してきたために北陸道の官軍を救援することになり、入京しないまま名古屋に戻った。また京都にあった犬山藩主成瀬正肥（新政府の会計事務局権判事）と尾張藩土田宮如雲（参与職・国事事務判事）にも、新政府の役職を解いて慶勝の応援をするよう命ぜられた。慶勝は閏四月九日自ら兵一五〇〇を率いて名古屋を出陣し、美濃太田へ兵を進め、ここを本営とした。

また成瀬・田宮も手兵を率いて同日信州へ進発し、兩名は信州馬籠で分かれ、成瀬正肥は塩尻へ、田宮如雲は高遠へと向った。ところが旧幕兵は甲府方面に進出したため、田宮の部隊は直ちに甲府へ向い、成瀬隊の一部も塩尻から甲府に進んで甲州の平定を終え、五月一〇日甲府を引揚げた。ここに甲信の鎮撫がなつたので、五月二五日慶勝は太田の陣を撤し、翌日名古屋へ帰陣したところ、改めて箱根に屯集する旧幕兵討伐軍の増援を命ぜられたため、信州に残留する人見高景に犬山藩兵をつけて甲府に向わせたが、甲府に着陣した六月二日には箱根屯集の兵も散解していたので、高景も帰陣を命ぜられた。その後の六月末、渡辺対馬守を隊長とする二一五名の部隊が塩尻に進出し、信州の旧幕領を管轄するところにも越後に備えたが、九月中旬に渡辺は横井兵吉と交代、この横井も数日中に名古屋へ帰陣した。

最後に北越出兵部隊の動きについてごく簡単に述べておく。この部隊は元年四月二十九日千賀信立を隊長として一五〇〇余名が名古屋から信州に向ったが、ついで越後の官軍を赴援することを命ぜられたので越後新井へ進軍した。新井からは北陸本道を避け、長岡へ通ずる間道を進撃し、閏四月二三日の雪時では苦戦して若干の負傷者を出したが敵を敗走させ、また五月初旬には片貝村付近の激戦で戦死者も六名を出した。五月中旬には榎峠付近の戦闘で敵を斥け、六月初旬には長岡に進撃、この方面で七月末まで転戦して戦功をたてた。長岡城が陥落すると更に進撃し、九月には部隊は四隊に分かれて行動することになり、一隊は新発田へ進み、

一隊は米沢方面に向い、また一隊は会津へ、そして最後の二隊は庄内へと進攻したが、一〇月には奥羽の鎮圧が終了したので順次撤兵し、一月末までには名古屋に凱旋した。この北越出兵の部隊が最も多く実戦に参加するところとなり、戦功もあげたが死傷者も多く出した。

以上、幕末・維新期の尾藩の動きについて略述したが、維新期における尾張藩の勤王誘引運動の成功は、軍事的にみて新政府の立場を極めて有利にしたと考えられ、また引続いての戊辰戦争における軍事行動も、親藩が積極的に新政府側に立ったということに著しい効果があったと言える。このように維新期における尾藩の果たした役割は、決して小さなものではなかった。新政府はこの尾藩の功績に対し、明治二年六月二日に戊辰戦争の戦功という形で賞典禄一万五〇〇〇石を徳川慶勝・徳成父子に給与することになったが、以下その賞典禄をいかに有功の士卒に分配したかについて考察していくことにする。

二 明治二・三年分の賞典禄配分

明治二年六月二日に賞典禄を与えられた徳川慶勝父子は、同一日にこれを辞退する旨の上表文を呈したが一九日に却下され、賞典禄の支給が確定した。さて、新政府は賞典禄を現米（二ツ五分物成の計算）で支給することにして領地を指定せず領有権の拡

大を防止したが、大名に給付した賞典禄を更に有功の家臣に分与することは、大名側に一任した。勿論政府は、賞典禄を受けた大名が軍功の藩士らにこれを分与することを期待していたのであるが、尾張徳川家の場合は直ちに藩士への分与という形態をとらず、明治四年九月から永世・終身の区別をたてて有功の士卒に配分した。その理由は、賞典禄支給前に論功行賞をすでに一応終えていたことによるものであろう。

すなわち、明治元年末には尾張藩の出征兵士が帰国しており、すぐに戦功の調査・確認が開始され、翌二年二月に恩賞が決定した。この恩賞の内容は、軍功士卒に蔵米で終身加増したり、刀・脇差を与えたり、また家格を上げたりしたものであった。この時の賞禄の額や人数については未詳であるが、版籍奉還以前であるから、加増の場合は当然尾州藩の貢租から支出されたものと考えられる。このように有功士卒に対し、ある程度の賞与を実行していたので、徳川父子に対する賞典禄を直ちに分与する必要がなかったと思われる。

ところが二年一月、名古屋藩では士卒の家禄を削減する禄制改革が断行され、旧藩士の困窮が目に見えるような状況になったため、徳川家でも救済措置を講ずる必要に迫られた。そこで三年間一〇月になってから、戊辰戦争に出征した士卒に対し、改革による家禄の減少分を多少とも補填する意味で賞典禄を分賦することを正式に決定し、明治二年分賞典禄の三分の一、高五〇〇〇石（現米では一二五〇石に当たる）を現金で名古屋藩に引渡す旨藩

第1表 明治2年分賞典禄分配金額表

出 兵 先 等	人 数	金 額 (円)	1人平均金額(円)
A 北 越 等	830	5,794	6.98
B 北越・奥羽・東海道	824	2,716.5	3.3
C 信 州・北 越	約 532	2,205.5	約 4.15
D 美 濃 太 田	984	708.5	0.72
E 塩 尻	226	204.5	0.9
F 北越への使者等	150	112.25	0.75
G 東京・信州等への使者	43	25.25	0.59
H 成瀬家附屬等	15	23	1.53
合 計	約 3,604	11,789.5	約 3.27

註 「北越・奥羽出兵之輩立巳年御賞典禄分配金等調帳」より作成。

当局に申入れた。ついで藩側もこれを諒承し、実際の分与事務に
関する交渉を徳川家との間で開始した。

さて、軍功士卒各人に対する分配金額の決定がいかなる方法で
行なわれたかは未詳であるが、二年二月の賞与の基礎となった戦
功調査結果を参考に、名古屋藩の軍事掛が決めたものと思われる。
賞典禄の三分の一を藩に引渡した徳川家の記録中には、各個人に
対する分賦金額について藩当局と交渉したものがなく、各個人に
金額は名古屋藩に一任されたとみてよからう。そこで藩側は、
徳川家から受取った現米一二五〇石分の代金一万円余を分配する
ことになるが、明治二年分の分与金は四年二月以降各人に支給し、
同年九月までにその事務を完了した。

右の配分結果は第一表の如くであり、一部人数が史料に明記さ
れておらず不明確なところもあるが、およそ三六〇〇名の士卒に
対して総額一万一七八九円余(当時はまだ兩・分・朱の古い表示
を使用してゐるが、本稿では便宜上一兩＝一円で換算し、円表示
に改めた)を分配した。但し、実戦に参加しなかつた太田や塩尻
に出張した士卒に対しては、酒肴料名目の一時金を給与するにと
どまった。第一表からわかるように、A北越への出征士卒に最も
多額の金が支給されている。これは越後での激戦を経てきた部隊
であるから当然であるが、このAグループの中で最高額を与えら
れたのは総括千賀与八郎の三〇〇円で、この金額は二年分の分配
金中でも最高額であった。そしてB・Cグループの信州・北越方
面に出征した者たちなどがAについて多額となっている。このB

・Cグループの内、金額の多い者は、渡辺敏次郎正隆・松本新作・田宮如雲の一〇〇円であった。これ以外のD～Hは殆んど実戦に参加しておらず、金額の面でもD・Eグループは一〇円支給が最高金額であり、Fは七円、G・Hは三円が最高額で、全体的に少額となっている。

以上のように二年分の分与金は、実戦に参加した者を中心とした出征士卒に与えられたが、なかでも注目されるのは草莽諸隊への頒与金である。草莽隊の中でも多額の金を与えられたのは、第一表中Aグループに属する正気隊とBの帰順隊で、続いてCの磅礴隊、Aの集義隊(但し、集義隊は北越には行っていないがAグループの最後に加えられている)の順であった。正気隊は美濃可児郡の柳生豊統・林宜親・兼松守誠らの有志が勤王の人々を集めて組織したもので、戊辰戦争に際して尾張藩に出征を自願して許され、藩兵の先鋒となつて北越に出撃して奮闘し、本多又蔵ら四名が戦死した。これら正気隊士約七〇名に各一〇円が下付され、戦死した四名に対しても各一〇円が贈られた。次に帰順隊であるが、これはもと庄内藩主酒井忠篤の指揮下にあつた新徴組の隊士で、戊辰戦争にあつて忠篤と意見のあわなかつた暮地太郎らが新徴組を脱退し、官軍に加わろうとして、東海道を下つてきた先鋒の尾張藩を頼つてきた。そこで官軍側はこれを尾張藩附属として帰順隊と呼び、その後彰義隊の討伐や会津の戦争に出陣した。このため暮地太郎に二五円、隊士三〇数名に各一〇円ずつ分与金が支給された。また磅礴隊は、鳥羽・伏見の戦が起ると田中不二

磨らの発起によつて、藩が勤王の人々を招いて一隊を組織した。この磅礴隊は東海道・信州方面で活躍したが、彼ら隊士一三〇余名には各五円が給せられた。そして集義隊は農民をもつて組織され、一〇〇名が名古屋に止まり、二〇〇余名が東下軍に加わつた。この隊士二〇〇余名に対しては各三円が支給された。

これら草莽隊に給与された金額は、尾張藩の卒クラスに与えられた金額(一人三円～一円五〇銭程度が大部分)よりかなり高いことから、草莽諸隊は尾張藩の最先鋒にあつて戦つたことを意味すると思われ、草莽隊の活躍振りをよく示している。

以上、二年分の賞典禄の分与について述べたが、全体で一万七〇〇〇余円が支給され、これは徳川家の二年分賞典禄の内三年七月に下付された現米一二五〇石(半分は石代で五六二五円交付された)を引当て、藩の軍事方に渡したのから支出された。

次に三年分の分与については、詳細に記した史料が欠落していて不明確であるが、二年分の分配の際酒肴料名目で下付した者以外に三年分も頒与したものと考えられる。そこでこの分配額を推定してみると約五八〇〇円になるが、徳川家の三年分賞典禄代金の総額は二万一七〇〇円余であるから、この分与額は三割弱である。それに分配額を米に換算しても九〇〇石程(三年分は一石六円三三銭余～七円一二銭余で売却した計算)となり、徳川家に与えられた賞典米の四分の一程度にしかなっていない。

以上のことから三年分の頒与額は、徳川家への三年分支給総額の四分の一程度にすぎず、二年分の一時金受給者が切捨てられた

のをはじめとして、残った者も大幅に金額を削減されたものと解
釈できる。また分与時期も二年分の支給直後と推測される。

なお、二・三年分は分配金という形で賞典禄の分与を実現した
が、今度は石高でもって分割する本格的な分与形態を導入するこ
とになった。これがいつ採用されることになったか不明であるが、
四年九月には分与準備に着手していることは間違いない。

三 明治四年の賞典禄分与案

明治二・三年分の賞典禄分与については、前述のように徳川家
に支給された分の約三分の一を現金で軍功の士卒に分配したので
あるが、四年になると功績者に永世又は終身の別をたて、賞典禄
のうちから各人に石高で分与する計画がなされた。この分賦方式
で四年九月より各人に石高分だけ給するもので、これによって毎
年各人の分配額を勘案する手間が省ける利点があるが、一旦分与
高を定めると変更できなくなり、公平を欠く配分決定をすれば後
日に禍根を残すことにもなりかねない。そこでこの方法によって
分与高を決定するには、いきおい慎重にならざるをえなかった。
恐らく二・三年分の現金分配に対する意見が出るのを待ち、これ
らの意見も参考にしたものと考えられる。

ところで、有功の士卒各人に分与する高については、四種類の
数字の異なった史料が残されている。つまり三つは案であり、残
り一つが決定のものであるが、それだけ何度も修正を加えた上で

決定した苦心の結果であろうが、以下これら四種類の史料につい
てそれぞれ検討を加えていくことにする。

まず、その四種類の史料にある徳川家の取り分、士卒への永世
分与・終身分与高、招魂社分の石高を比較すると第二表の通りと
なる。この表の典拠となった史料はいずれも「賞典禄分与取調
帳」という表題で、四年九月に大蔵省が、旧大名に与えた賞典禄
を有功の士卒に分割給与した場合は、これを詳細に取調⁽¹⁵⁾べて九月
中に提出するよう命じた布告に基づいて作成されたものの写しで
ある。しかし尾張徳川家では、四年九月段階では分与額が確定し
ておらず提出が遅れたので、表中の年月で作成されたが、この四
つの書類すべてが大蔵省に名古屋から提出されたものであるか
否かは判然としない。殊に第二案の史料には徳川慶勝・義宜父子
の黒印が最初に押印されており、父子が分与高について承認を与
えたことを意味する上に、表紙には「辛未（明治四年）十二月廿
二日大蔵省十四等出仕依田儀八郎落手相成候」と朱書されている
ところから、大蔵省に提出されたことが明らかである。従って、
四つの書類とも大蔵省に差出された可能性が強いので、九月の大
蔵省布告の影響で、分与案ができるとすぐにそれを提出し、修正
箇所ができる⁽¹⁶⁾と手直ししたものをまた提出する、といった具合に
なされた⁽¹⁶⁾と考えるのが妥当であろう。

では第一案の分与内容について検討を加えるが、この「賞典禄
分与取調帳」の表紙には、「明治四年辛未九月 尾州調、於東京
取捨之帳」とあって、四年九月に名古屋で作成されたが、ち東京

第2表 賞典禄分与高比較表 (単位 石)

	第1案 (4年11月)	第2案 (4年12月)	第3案 (4年12月)	決定高 (4年12月)
徳川家分	7,007.2	2,000	2,000	2,000
永世分与高	4,153.4 (115)	3,973 (281)	3,608 (272)	3,901.5 (299)
終身分与高	2,615.4 (215)	3,947 (317)	4,312 (563)	4,018.5 (636)
3年間分与高	1,144 (198)	0	0	0
招魂社分	80	80	80	80
合計	15,000 (628)	15,000 (598)	15,000 (855)	15,000 (835)
典拠史料仮番号	84 41, 42	81	43, 44	69, 82

註 () 内の数字は分与をうける人数。

で廃棄したものである。しかし同表題同内容の別帳には四年一月付で名古屋県が作成したと記されているところから、九月に案ができ、検討中ではあったが仮に一月に県より大蔵省に提出されたようにも思えるが、詳細は不明とするはかない。ともかく分与高については、名古屋側(県のほかに徳川家名古屋別邸が関与したと思われる)が案を作成し、これに徳川家東京本邸側(徳川家の家族は廃藩置県後東京へ移住したので、本邸には慶勝個人も含まれる)の意見を聞いて決定したものと考えられる。

さて、第一案は第二案以降と内容をだいぶ異にしている。その特徴はまず、戊辰戦争の「軍功」士卒等に限定されていること(第二案以後は王政復古等に功績のあった「国事尽力」者が含まれる)、草莽隊一九八名に三カ年間の期限付き分与が考慮されていること(一人平均五石七斗余になるが内訳は記されていない)、そして石高に対する現米支給額の割合が以後と相違する点である。最後の点については、政府が支給する賞典禄の現米額は石高に対して二五%の割合となっているが、第一案では分与高に対して三五%の現米を給与する勘定になっている。従って原史料には、例えば最高石高を分与される予定となった千賀与八郎が高五〇〇石、現米一七五石と記されている。この現米を二ツ五分物成相当とするならば、千賀の高は七〇〇石になる。そこで、第一案を永世・終身分与に分けて石高と人数を示した第三・四表は、第二案以降と比較の都合上、石高に対する現米額の割合が二五%になるように計算しなおした。なぜ政府が決定した割合をこのように変えた

第3表 第1案永世分与高・人数表

石高(石)	人 数						石高×人数(石)
	士 族	士族厄介	卒	卒厄介	草 莽	計	
700	1	0	0	0	0	1	700
280	1	0	0	0	0	1	280
144	1	0	0	0	0	1	144
140	2	0	0	0	0	2	280
136	0	1	0	0	0	1	136
70	1	0	0	0	0	1	70
69.6	0	2	0	0	0	2	139.2
42	3	0	1	0	0	4	168
36	1	1	1	0	0	3	108
35	3	0	0	0	0	3	105
34.4	0	0	1	0	0	1	34.4
34	0	0	2	0	0	2	68
28.8	0	2	0	0	0	2	57.6
28	3	0	2	0	0	5	140
27.2	0	0	31	0	0	31	843.2
21.6	11	14	0	1	0	26	561.6
21	4	0	0	0	0	4	84
19.2	0	0	1	0	0	1	19.2
16.8	0	0	2	0	0	2	33.6
12	0	0	5	0	4	9	108
11.2	0	0	1	0	0	1	11.2
7.6	0	0	4	0	0	4	30.4
4	0	0	8	0	0	8	32
計	31	20	59	1	4	115	—
石高合計	2,146.6	671.2	1,266	21.6	48	—	4,153.4

註 士族は肩書に士族とのみあるもの、及び士族長男・士族隠居を含む。士族厄介は、士族叔父・士族弟・士族附籍などと記入された者で、卒と卒厄介の別も同様である。なお、第4表以下も同じ分類である。

第4表・第1案終身分与高・人数表

石高(石)	人 数							石高×人数(石)
	士 族	士族厄介	卒	民 籍	神職・寺僧	草 莽	計	
50.4	1	0	0	0	0	0	1	50.4
35	1	0	0	0	0	0	1	35
31.2	0	0	1	0	0	0	1	31.2
28.8	0	3	0	0	0	0	3	86.4
28	5	0	0	0	0	0	5	140
21.6	9	13	0	3	0	0	25	540
20	0	0	38	0	0	0	38	760
18	0	0	2	0	0	0	2	36
16.8	1	0	0	0	0	0	1	16.8
16	0	0	1	0	0	0	1	16
14.4	3	4	0	2	2	0	11	158.4
8	0	0	6	0	0	0	6	48
7.2	14	26	0	1	11	0	52	374.4
4	0	0	13	0	0	0	13	52
2	0	0	1	0	0	0	1	2
1.2	0	0	40	0	0	0	40	48
計 220.8	0	0	0	0	0	14	14	220.8
計	34	46	102	6	13	14	215	—
石高合計	580.6	612	993.2	100.8	108	220.8	—	2,615.4

か不明であるが、この当時の士族禄制と同様に取扱おうとしたのではなからうか。すなわち、高五〇〇石は五〇〇俵に相当し、これが一俵三斗五升入りで現米一七五石になるところから、一見して当時の禄制と比較できるようなとの配慮であったと推察される。

ここで第一案の永世分与の内容を示した第三表を見ると、四一五三石余を一五名に配分している。ここには軍功の士卒だけが分与の対象となっているが、士族だけで分与高の約半分を占めている点が注目される。分与高の高い者は出征部隊の指揮官クラス

の士族であり、殊に北越出兵部隊の総括であった千賀与八郎には、前述の通り現米一七五石となっていて特別扱いであった。これに対し、活躍した草莽隊はわずか四名しか加えられていなかった。この四名はいずれも北越で戦死した本多又蔵・佐光次郎・三宅清三郎・三尾文十郎であった。また第一案は、国事尽力の者が落ちているとはいえず、後の決定高と比較しても人数・分与総高とも少なくなっている。個人別で見れば、千賀与八郎が決定高よりかなり高くなっているのは例外的存在で、あとは決定高とはほぼ同じか、かなり低くなっている者が多い。なお最終的には終身分与に組み入れられた者一〇名（いずれも卒）が第一案では永世分与に含まれている。

次に第四表の第一案の終身分与について検討すると、二一五名に対し、二六一五石余が配分されている。最高の五〇石四斗（史料の表示は三六石、現米一二石六斗）を予定されたのは北越に出征した梶川虎鹿であり、次は三五石の野村秋助（北越に従軍）で

あった。ところで終身分与を予定された者の中では卒の数が多く、石高も全体の三八％で一番多くなっている。また第三表にはなかった「民籍」・「神職」・「僧」が新たに見られる。高二一石余の民籍三名のうち二名は医者であった。一方草莽諸隊については、終身分与を受ける予定の者はわずか一四名で、この一四名に対し高二二〇石八斗が割当てられていた。一人平均一五石余となるが、各人の名と石高は記されていない。ここでも草莽はあまり厚遇されなかった。やはり禄の配分となると譜代の士が優先される傾向にあったといえる。またこのほか草莽隊一九八名に対しては、高一四四石を三カ年間給与する予定にしていたが、この人数を加えても最終決定段階の人数と比較すれば半数にも達しない状態であった。なお、第一案の終身分与受給予定者の中で一三九名は、最終的に永世分与の方へ組み込まれていることから、第一案はその後大幅に修正されて第二案の作成に至った。

第二案については前述の通り、四年一二月に大蔵省へ提出されたものであるが、内訳は第五・六表の如くである。第一案と比較すると、徳川家の取得分が二〇〇〇石に減少し、かわりに王政復古等に功績のあった「国事尽力」者合せて六三名が加わるとともに、永世・終身分与分が大幅に入れ替り、軍功の人数も微増しており、また三カ年間給与の分がなくなっている。では第五表によって永世分与の内容について考察すると、二八一名に八九七三石が分配される予定になっていて、第一案より石高・人数とも二倍以上にふえている。最高の四〇〇石を分与される予定の者は、第

第5表 第2案永世分与高・人数表

石高(石)	人 数							石高×人数(石)
	士 族	士族厄介	卒	卒厄介	民 籍	草 莽	計	
400	2 (1)	0	0	0	0	0	2 (1)	800
350	1 (1)	0	0	0	0	0	1 (1)	350
280	1 (1)	0	0	0	0	0	1 (1)	280
250	1 (1)	0	0	0	0	0	1 (1)	250
230	1	0	0	0	0	0	1	230
200	1	0	0	0	0	0	1	200
150	1 (1)	0	0	0	0	0	1 (1)	150
120	1	1	0	0	0	0	2	240
100	6 (6)	0	0	0	0	0	6 (6)	600
90	0	1	0	0	0	0	1	90
70	2 (1)	1(1)	1(1)	0	1(1)	0	5 (4)	350
68	0	0	1	0	0	0	1	68
65	2	0	0	0	0	0	2	130
50	2 (1)	1(1)	2(2)	0	0	0	5 (4)	250
45	0	0	0	0	1(1)	0	1 (1)	45
40	4	4	4	0	0	0	12	480
35	2 (2)	2(2)	5(5)	0	2(2)	0	11(11)	385
33	5	0	2	0	0	0	7	231
25	8	3	34	0	0	0	45	1,125
20	23	27	38	1	0	4	93	1,860
15	4	4	5	0	2	14	29	435
10	0	0	1	0	0	0	1	10
8	8	32	11	0	0	0	51	408
6	0	0	1	0	0	0	1	6
計	75(15)	76(4)	105(8)	1	6(4)	18	281(31)	—
石高合計	4,529	1,491	2,428	20	215	290	—	8,973(2,940)

註 () 内は国事尽力者の数ないし石高。他は軍功の者で第6表以下も同じ。

第6表 第2案終身分与高・人数表

石高 (石)	人 数								石高×人数(石)
	士 族	士族厄介	卒	卒厄介	民 籍	神職・ 僧 徒	草 莽	計	
150	2 (2)	0	0	0	0	0	0	2 (2)	300
100	2 (2)	0	0	0	0	0	0	2 (2)	200
70	2 (1)	0	0	0	0	0	0	2 (1)	140
40	2 (2)	0	0	0	0	0	0	2 (2)	80
35	3 (3)	0	0	0	0	0	0	3 (3)	105
25	0	1 (1)	0	0	0	0	0	1 (1)	25
20	5 (4)	0	6 (6)	0	4 (1)	0	0	15(11)	300
15	1 (1)	1 (1)	8 (4)	2 (2)	2 (2)	2	0	16(10)	240
10	0	0	21	0	0	0	198	219	2,190
9	0	0	0	0	1	11	0	12	108
7	0	0	2	0	0	0	0	2	14
6	0	0	40	0	0	0	0	40	240
5	0	0	1	0	0	0	0	1	5
計	17(15)	2 (2)	78(10)	2 (2)	7 (3)	13	198	317(32)	—
石高合計	940	40	709	30	119	129	1,980	—	3,947 (1,150)

一案でも最高石高であった千賀与八郎と、国事尽力者の丹羽淳太郎賢であり、ついで三五〇石の田中不二磨、二八〇石の松本暢、二五〇石の鷲津九蔵と国事尽力者が上位に名を連ねている。彼らは幕末に王事に尽し、また王政復古後も勤王誘引等に活躍したり、また戦場に臨んだ者もあった。国事尽力者の永世禄分与は、石高が三五石以上で比較的優遇されたといえよう。なお田宮如雲は、政府より直接四〇〇石の賞典禄を給付されたので、徳川家の配分にはあずからなかった。

さて、第一案との人数の変動は、国事尽力者三一名が加わったのと、終身から永世の方へ入れ替わった者一三九名、その逆が一〇名あったほかは、軍功者は若干人数が増加したに止まり、顔ぶれにあまり大きな変化はなかった。但し、新たに民籍の者が六名(内三名は終身よりはいる)加わっている。その中で最高の七〇石を予定されたのは、国事尽力者の加藤秀之進(本業は医者)であった。また草莽も若干の変化がみられる。すなわち、第一案では戦死した四名のみに各一二石を永世分与する計画だったが、第二案ではこの四人が二〇石宛と加増され、そして第一案で終身分与とされた一四名が各一五石となって永世分与に転じているが、草莽の取扱いは決定高と比較すればなお軽しいといわざるをえない。次に終身分与の第六表に移るが、終身分与予定者は三一七名で、その石高は三九四七石となっている。人数的には国事尽力者が三二名ふえ、第一案では三カ年間の期限付き分与であった草莽一九八名がすべて終身分与に組み替えられたのが大きな変化で、あと

第7表・第3案永世分与高・人数表

石高(石)	人 数						石高×人数(石)
	士 族	士族厄介	卒	卒厄介	民 籍	計	
400	2 (1)	0	0	0	0	2 (1)	800
350	1 (1)	0	0	0	0	1 (1)	350
280	1 (1)	0	0	0	0	1 (1)	280
250	1 (1)	0	0	0	0	1 (1)	250
230	1	0	0	0	0	1	230
200	1	0	0	0	0	1	200
150	1 (1)	0	0	0	0	1 (1)	150
120	1	1	0	0	0	2	240
100	6 (6)	0	0	0	0	6 (6)	600
90	0	1	0	0	0	1	90
70	2 (1)	1 (1)	1 (1)	0	1 (1)	5 (4)	350
68	0	0	1	0	0	1	68
65	2	0	0	0	0	2	130
50	3 (1)	1 (1)	2 (2)	0	0	6 (4)	300
45	0	0	0	0	1 (1)	1 (1)	45
40	5	4	4	0	0	13	520
35	2 (2)	2 (2)	5 (5)	0	2 (2)	11(11)	385
33	5	0	2	0	0	7	231
30	1 (1)	0	0	0	0	1 (1)	30
25	9	3	34	0	0	46	1,150
20	25	28	0	1	0	54	1,080
15	4	4	5	0	2	15	225
12	0	0	39	0	0	39	468
10	0	0	3	0	0	3	30
8	8	31	11	0	0	50	400
6	0	0	1	0	0	1	6
計	81(16)	76 (4)	108 (8)	1	6 (4)	272(32)	—
石高合計	4,714	1,503	2,156	20	215	—	8,608 (2,970)

第8表 第3案終身分与高・人数表

石高 (石)	人 数								石高×人数(石)
	士 族	士族厄介	卒	卒厄介	民 籍	神職・ 寺 僧	草 莽	計	
150	2 (2)	0	0	0	0	0	0	2 (2)	300
100	2 (2)	0	0	0	0	0	0	2 (2)	200
70	1 (1)	0	0	0	0	0	0	1 (1)	70
40	2 (2)	0	0	0	0	0	0	2 (2)	80
35	3 (3)	0	0	0	0	0	0	3 (3)	105
25	0	1 (1)	0	0	0	0	0	1 (1)	25
20	5 (4)	0	6 (6)	0	5 (1)	0	0	16(11)	320
17	0	0	0	0	0	0	1	1	17
16	0	0	0	0	0	0	3	3	48
15	1 (1)	1 (1)	6 (4)	2 (2)	3 (2)	2	2	17(10)	255
13.2	0	0	0	0	0	0	1	1	13.2
12	0	0	1	0	0	0	2	3	36
11	0	0	0	0	0	0	8	8	88
10	0	0	20	0	0	0	7	27	270
9	0	0	0	0	1	11	0	12	108
8.5	0	0	0	0	0	0	10	10	85
8	0	0	0	0	0	0	12	12	96
7.5	0	0	0	0	0	0	4	4	30
7	0	0	2	0	0	0	35	37	259
6	0	0	1	0	0	0	48	49	294
5.5	0	0	0	0	0	0	70	70	385
5.25	0	0	0	0	0	0	24	24	126
5	0	0	3	0	0	0	136	139	695
4.5	0	0	0	0	0	0	80	80	360
1.2	0	0	39	0	0	0	0	39	46.8
計	16(15)	2 (2)	78(10)	2 (2)	9 (3)	13	443	563(32)	—
石高合計	870	40	503.8	30	154	129	2,585.2	—	4,312 (1,150)

は前述の永世分与と終身分与の入れ替え分を差引くと、軍功によって新規に加えられた者は殆んどない。石高の面では、国事尽力者が高い石高を配分される予定となっており、その最高は高一五〇石の間宮六郎と尾崎八衛であった。また草莽隊一九八名は各一〇石を給与されることになっていて、この石高の合計は終身分与合計高の約半分に相当するもので、第一案の三カ年間一四四石の支給に比較して、石高・年限ともに大きく改善されたといつてよいが、決定額からすれば草莽隊の処遇はまだ十分とはいえない。

では次に第三案の検討に移るが、第三案は、人数の上で終身分与予定者が大幅にふえており、その分だけ石高も増加している反面、永世分与の方は人数が若干減少し、石高も終身分与がふえた分だけ少なくなっている。さて、永世分与については第七表の通りであるが、第二案と異なる点は、士族と卒が合せて九名増加しているのに対し、草莽一八名が永世分与から姿を消し、差引九名が第二案より減少したことである。第三案で新たに加わった者は、軍功で五〇石の安在七郎左衛門(笠笠松貞貫士族)、軍功で四〇石の野崎弥七郎(討死士族)、国事尽力で三〇石の水野忠雄(士族)ら一二名で、名古屋県真属以外の士族や戦死者、または分与調査段階ですでに病死していた者が殆んどであった。これとは逆に、茅原田音吉・若林鎌三郎・堀田辰之助(いずれも軍功で八石、士族厄介)の三名の名が消えている。殊に茅原田音吉の場合は、「陣代茅原田音吉へ被下候御印章、御取消不相成して難成条理之事」という東京本邸側の意見があつて除外されたものである。彼

が予定者からはずされた理由は不明であるが、何らか不都合なことがあつたと思われ、外の二名も同様であつたと推察される。

次に第三案の終身分与についてであるが、内訳は第八表に示した通りである。この第三案が第二案と大きく相違する点は、草莽が大幅に増加したことである。第二案で永世分与に含められていた一八名が、第三案で終身分与にまわされただけでなく、その外に二二七名が新規に加えられ、石高も六〇五石余ふえている。しかし第二案では、永世・終身両方で一人当たり一〇〜二〇石の支給予定高であつたが、第三案は一七石を最高に七石から四石五斗が圧倒的に多く、第二案より分与高を削減された者が多数にのほつている。すなわち、草莽諸隊に対しては恩賞にあずかる人数を思い切つてふやすかわりに、一人当たりの分与高を抑えたことになる。この草莽に分与する石高の増加分六〇〇石余は、永世分与の減少高三六五石と、終身分与の卒の減少分二〇五石余などをもつて補充した勘定になる。

また草莽以外の変化をみると、士族が一名減少している。これは五味織江(七〇石)が取消されているもので、彼も「御分与難被下条理」があつて、東京側の意向によつてはずされた。次は卒であるが、卒は人数の変化がないかわりに頗与高が第二案より二〇五石余減少している。これは第二案にあつた卒銃隊鼓手二名(高一五石で名は不明)、丹羽胤吉(高一〇石)が消え、また六石を分与されるはずだつた卒銃隊三九名が一石二斗と大幅に削られ、逆に三輪神丸(一二石)と石川勘次郎・村瀬次郎(各五石)の三

名が新たに加わっている。殊に三九名の卒が、六石から一石二斗に切下げられたのは注目に値し、この卒の減少高が草莽の増加分の一部にまわっているのも、このことは草莽の活躍を示す一例といえる。では民籍の変化はというと、二名(計三五石)の増加が認められる。この二名は長束宗円(二〇石)と杉立海蔵(一五石)であり、ともに戊辰戦争に従軍した医者であった。

ところで、第三案にあがっている士卒名と分与高は決定額と全く同一であるが、ただ草莽が全員終身分与に入れられており、これが最終決定の段階で若干永世分与に組み替えられた。従って、賞典禄配分の作業はほぼ第三案をもって完了したとみてよからう。但し、第三案作成の時期は不詳であるが、名古屋県では四年一月付で第三案にあたる「賞典禄分与取調帳(大蔵省提出用)を作成しているの、四年の暮もおしせまった頃に完成したか、ないしは五年の正月早々にできたかと思われる。

四 分与賞典禄の決定

前節で有功士卒に対する分与案について考察を加えたが、ここでは配分の決定高について検討する。前述の如く決定高については、第三案で出された人名と分与高には全く変化がないかわりに、第九・一〇表にあるように終身分与の草莽のうち二七名が永世分与に切換えられ、ために永世分与の石高が二九三石余増加し、逆にその分だけ終身分与高が減少した。この最終決定がいつなされ

たかは未詳であるが、第三案と時期的にはあまりかわらないと考えられる。さて、この分与決定高について特徴を述べることにするが、全体をみると有功の者に分与した高は一万二九二〇石、徳川家の取得分二〇〇〇石、それに戊辰戦争で戦死した藩士等を祀る招魂社の祭典費及び営繕費用として八〇石が充てられたわけ、第二案以降徳川家の取り分と招魂社の分は全く変化していない。

従って分与高調査段階では、決められた石高をいかに公平に分配するかが問題となったのである。その結果、永世分与については第九表の如く、八九〇〇石余を二九九名に配分した。このうち国事に尽力した者三二名に二九七〇石を分割したが、国事尽力者は比較的高い石高を与えられており、一割強の人数に対し石高は約三分の一に達している。そもそも徳川家の賞典禄は軍功によって下付されたもので、第一案では国事尽力者は分与の対象から除外されたが、やはり王政復古に力を尽した者に賞禄を頒与しないわけにはいかなかったため、重立った者に分与したと考えられる。さて身分別でみると永世分与は、卒の数が多くなっているが、士族と士族厄介の合計数は卒を上回っている。殊に士族に与えられた石高は五三%に達しており、やはり身分制の影響が強かったといえよう。これに対し民籍の六名は、一五石の分与を受けた二名が終身卒の待遇を与えられ、残り四人は終身士列の処遇をうけている者たちである。そして草莽二七名に分与がなされているが、いずれも一七石以下と石高の面では少額である。しかしながら、主に旧藩の領民や尾張藩とは全く関係のない浪士らが結集された

第9表 永世分与決定高・人数表

石高 (石)	人 数							石高×人数(石)
	士 族	士族厄介	卒	卒厄介	民 籍	草 莽	計	
400	2 (1)	0	0	0	0	0	2 (1)	800
350	1 (1)	0	0	0	0	0	1 (1)	350
280	1 (1)	0	0	0	0	0	1 (1)	280
250	1 (1)	0	0	0	0	0	1 (1)	250
230	1	0	0	0	0	0	1	230
200	1	0	0	0	0	0	1	200
150	1 (1)	0	0	0	0	0	1 (1)	150
120	1	1	0	0	0	0	2	240
100	6 (6)	0	0	0	0	0	6 (6)	600
90	0	1	0	0	0	0	1	90
70	2 (1)	1 (1)	1 (1)	0	1 (1)	0	5 (4)	350
68	0	0	1	0	0	0	1	68
65	2	0	0	0	0	0	2	130
50	3 (1)	1 (1)	2 (2)	0	0	0	6 (4)	300
45	0	0	0	0	1 (1)	0	1 (1)	45
40	5	4	4	0	0	0	13	520
35	2 (2)	2 (2)	5 (5)	0	2 (2)	0	11(11)	385
33	5	0	2	0	0	0	7	231
30	1 (1)	0	0	0	0	0	1 (1)	30
25	9	3	34	0	0	0	46	1,150
20	25	28	0	1	0	0	54	1,080
17	0	0	0	0	0	1	1	17
16	0	0	0	0	0	3	3	48
15	4	4	5	0	2	2	17	255
12	0	0	39	0	0	2	41	492
11	0	0	0	0	0	8	8	88
10	0	0	3	0	0	3	6	60
8.5	0	0	0	0	0	1	1	8.5
8	8	31	11	0	0	3	53	424
6	0	0	1	0	0	4	5	30
計	81(16)	76 (4)	108 (8)	1	6 (4)	27	299(32)	—
石高合計	4,714	1,503	2,156	20	215	293.5	—	8,901.5 (2,970)

第10表 終身分与決定高・人数表

石高 (石)	人 数								石高×人数(石)
	士 族	士 族 介	卒	卒 厄 介	民 籍	神職・ 寺 僧	草 莽	計	
150	2 (2)	0	0	0	0	0	0	2 (2)	300
100	2 (2)	0	0	0	0	0	0	2 (2)	200
70	1 (1)	0	0	0	0	0	0	1 (1)	70
40	2 (2)	0	0	0	0	0	0	2 (2)	80
35	3 (3)	0	0	0	0	0	0	3 (3)	105
25	0	1 (1)	0	0	0	0	0	1 (1)	25
20	5 (4)	0	6 (6)	0	5 (1)	0	0	16(11)	320
15	1 (1)	1 (1)	6 (4)	2 (2)	3 (2)	2	0	15(10)	225
13.2	0	0	0	0	0	0	1	1	13.2
12	0	0	1	0	0	0	0	1	12
10	0	0	20	0	0	0	4	24	240
9	0	0	0	0	1	11	0	12	108
8.5	0	0	0	0	0	0	9	9	76.5
8	0	0	0	0	0	0	9	9	72
7.5	0	0	0	0	0	0	4	4	30
7	0	0	2	0	0	0	35	37	259
6	0	0	1	0	0	0	44	45	270
5.5	0	0	0	0	0	0	70	70	385
5.25	0	0	0	0	0	0	24	24	126
5	0	0	3	0	0	0	136	139	695
4.5	0	0	0	0	0	0	80	80	360
1.2	0	0	39	0	0	0	0	39	46.8
計	16(15)	2 (2)	78(10)	2 (2)	9 (3)	13	416	536(32)	—
石高合計	870	40	503.8	30	154	129	2,291.7	—	4,018.5 (1,150)

集団、すなわち譜代の家臣団でない草莽に対し、少額ではあってもこれだけ永世分与（さしずめ江戸時代であつたら、新規召抱えの家臣になるといった意味をもつ）されたということは、彼らの働きがいかに大きかったかを象徴している。なお、草莽も含めた戦死者一六名は全員永世分与をうけている。

次に終身分与であるが、第一〇表にみる通り、五三六名に対し合計四〇一八石余が給与された。ここでも国事尽力者は上位を占め、とくに二五石以上はすべて国事に奔走した者たちによって占められ、また一五石が最低高となっている。この人数は約六％にしかすぎないが、石高は二八％余に達している。それに士族も一五石以上にしかみられず、その殆んどが国事尽力者であつた。これに対し、卒の人数は意外に少なく、草莽が圧倒的に多く、草莽は数の上では四分の三以上、石高でも五七％を占めている点は注目に値しよう。民籍の者九名は、五名が医者で、外に一名が終身分、三名が終身卒の待遇を与えられている。

以上の通り、永世・終身の分与状況をみると、永世分与には維新期に国事に尽したり、戦争における功績が特に顕著であつた者が含まれ、一方終身分与には、勿論功績は高いが比較的身分の低い者が多く加えられたという傾向が表われている。さてこの永世と終身の区別をいかなる基準で行なつたかという点については不明確であるが、軍功の場合、当初は実戦に何度臨んだかということが問題とされたようである。つまり北越の雪峠・片貝・榎峠の三戦に参加した者が永世、片貝・榎峠ないし奥羽の館ヶ岡・今泉

の二戦に加わつた者は終身分与、戦闘に加わらなかつた者には支給しない、といった方針⁽²⁰⁾があつたようである。これに基づいて取調べたようであるが、あとで修正を加えたときにこの原則は若干崩れ、また草莽諸隊には適用されなかつた。また各人の高を決定するについては、徳川家が戦闘時点の各隊長にその意見を内密に求めた形跡もある⁽²¹⁾。

ここで戊辰戦争に際し、尾張藩の指揮下で活躍した草莽諸隊に対する分与状態をもう少し詳細に検討したい。すでに述べた如く、草莽隊士の分与賞典禄は、第一案以来修正のたびにかなりの手直しとなされ、次第にその数もふえていったように、尾張徳川家や名古屋県でも草莽の処置には苦慮したと推察される。第一一表は、この草莽の隊別分与賞典禄決定高を示したものであるが、これによれば大部分が終身分与にまわされている。また永世分与に加えられた者も石高は一七石が最高で、それほど多くはない。つまり、帰順隊の如くたまたま尾張藩を通じて官軍に投じた関係から尾藩附属となつた隊や、その他農兵隊ともいふべき諸隊を、正規の藩士と同等に扱うことは、藩体制の解体時期とはいつてもなお不可能なことであつた。しかし、永世・終身分与をうけた者八三三名、合計石高一万二九三〇石のうち、草莽の占める割合は人数では五三％にも達し、石高では二〇％となっている。しかも、賞典禄の分与高調査過程では藩士優遇の状況にあつたのであるから、この数字から草莽の功績がいかに大きかったかが推察されるし、また最前線で実戦に参加した草莽は、人数の点から考えて、全員が恩

第11表 草葬諸隊分与状况

石高(石)		磅 磅 隊	集 義 隊	正 気 隊	帰 順 隊	計
永	17	0	0	1	0	1
	16	0	0	1	2	3
	15	2	0	0	0	2
	12	1	0	0	1	2
	11	0	0	8	0	8
	10	3	0	0	0	3
	8.5	0	0	1	0	1
	8	3	0	0	0	3
世	6	1	0	0	3	4
	小 計	10 (102石)	0	11 (129.5石)	6 (62石)	27 (293.5石)
終	13.2	0	1	0	0	1
	10	0	4	0	0	4
	8.5	0	0	3	6	9
	8	6	3	0	0	9
	7.5	0	4	0	0	4
	7	16	19	0	0	35
	6	11	0	9	24	44
	5.5	0	40	30	0	70
	5.25	0	0	24	0	24
	5	0	136	0	0	136
	4.5	80	0	0	0	80
小 計	113 (586石)	207 (1,140.2石)	66 (370.5石)	30 (195石)	416 (2,291.7石)	
合 計	123 (688石)	207 (1,140.2石)	77 (600石)	36 (257石)	413 (2,585.2石)	

禄にあずかっただと思われる。幕末・維新时期には多くの藩で農兵の組織化を実現していたが、尾州藩もこの例外ではなく、磅礴隊・集義隊のように藩側が組織した場合もあれば、正気隊のごとく勤王の有志が同志を糾合して藩に出兵を願った場合もあったが、実戦においてはこれら諸隊が最前線で作ったと考えられる。また草莽諸隊はいずれも銃隊として編成されており、銃が主たる武器であったこともわかる。なお別に、一〇〇名余の卒銃隊士が賞典禄の分与にあずかっている(卒銃隊二六名は各々永世高二五石、同三七名は各一二石、そして同三九名に対してはそれぞれ終身高一石二斗が分与されている)が、銃隊士の数は草莽が圧倒的に多い。

次に草莽各隊の主要人物の分与高について若干述べておくと、磅礴隊は総轄である岡誠一・竹端整が各永世一五石(第二案でも同額)で、同監軍松山義根が同一二石(第二案では永世一五石)、同司令官山田稻太は同一〇石(第二案では永世一五石)であり、上野での彰義隊との戦闘で戦死した中嶋吉三郎・牧新次郎・佐久間建雄には永世八石ずつ(第二案では分与対象外)となっている。集義隊は北越方面に出兵していないところから永世分与分より除外され、終身分与のみとなっているが、最高の一三石二斗の分配をうけたのは同隊の中隊を指揮した佐藤信吾(第二案では対象外)であった。正気隊は総括林吉左衛門宜親が永世一七石(第二案では永世一五石)、同兼松誠左衛門守訓が同一六石(第二案は同一五石)、討死した本多又蔵ら四名は同一一石(第二案では同

二〇石)であった。そして帰順隊は、長官三木七郎正邦・副長官暮地太郎義信が各永世一六石(第二案はいずれも永世一五石)、真貝虎雄は同一二石(第二案は永世一五石)となっていた。

ところで、分与高が決定した者に対しては次のような徳川慶勝・義宣父子連名の黒印状が交付された。

問宮六郎
高百五拾石

御一新後国事尽力ニ因リ、為賞典如斯終身令分与者也、

明治四年

辛未九月

従一位徳川慶勝[㊦]

従三位徳川義宣[㊧]

右は終身一五〇石を給せられた問宮六郎宛の黒印状であるが、ほかのも皆同文で、ただ文中の「国事尽力」が人によって「軍功」とあったり、「終身」が「永世」となっていたりしている。

また草莽に対しては一紙で何名かまとめて下付している場合もある。例えば正気隊六六名には終身三七〇石五斗を一通の黒印状でまとめて給与しているがごとく、若干扱いが異なっている。さてこの黒印状は明治四年九月付であるが、四年九月に交付されたものではなく、この月より分与するという意味であり、黒印状を実際に頒布したのは明治五年二月二三日からであった。

なお、右の分与が確定した段階で、当時非科によって賞禄にあずからなかった太田園三(軍功・土族)・千賀半五郎知足(軍功・

卒)の二名に、徳川家の取り分二〇〇〇石のうちからそれぞれ永世二五石と一五石が、六年三月に追加分与された。これは兩名が免罪になったためである。⁽²⁴⁾

最後に、四年九月以降支給される分与高が決定した際に徳川家では、二・三年分の賞典禄から軍功の士卒に分配金を下付したのに続いて、四年正月から八月までの八カ月分の賞典禄を配分する計画をたてた。これは二年分の分配金と同様、三分の一の高五〇〇〇石の一二分の八に相当する二七七七円余を、四年九月より分与を受けることが決定した者に分賦するものである。また、四年九月よりの分与賞典禄に漏れた者のうち、二年分の分配金を酒肴料の名目で一回限り支給された、いわゆる実戦に参加しなかつた出征士卒に対し、隊長に一〇〇〇円、軍目付に二〇〇円、小隊司令に一〇〇円ないし七円、参謀は三〇〇円、隊士には隊ごとに何百円という具合に慶勝の手元金から特別に一時金(総額二二四二円)を支給する計画も出された。⁽²⁵⁾しかし、実際にこれらの金が分配されたかどうか不明確なので、検討は後日に譲る。

むすびにかえて

以上、尾張徳川家が維新期の功勞士卒に対し、いかに賞典禄を分与したかについて検討した。その結果、徳川家は高一万五〇〇〇石の賞典禄を新政府から給付されたが、戊辰戦争に戦功のあつた者にはすでに明治二年二月に賞与を実施していた関係上、当初

賞典禄の分与を行なわなかつた。しかし家禄削減を基調とする禄制改革によつて士卒の窮乏が著しくなると、賞典禄の分配を考慮せざるをえなくなり、まず明治二年分の徳川家の賞秩の三分の一(高五〇〇〇石、現米一二五〇石)を現金で分賦することになった。そこで戊辰戦争に出陣した者に、酒肴料名目のものも含めて広く交付し、三年分は約四分の一を実戦参加者に対象を限定して配分された。そして四年九月からは永世・終身の別をたて、有功の者へ石高をもつて分割することになった。この恩禄固定化の措置については不公平にならないよう十分検討され、結果的には三度の修正を経て高が決定された。分与総高は、一万五〇〇〇石のうちから徳川家取得分二〇〇〇石と招魂社費用八〇石を控除した一万二九二〇石と定まった。そこでこの一万二九二〇石を有功の士卒へ配分するが、国事に尽瘁した者にも分与することになり、結局国事尽力者六四名(全体の八%弱)には四二二〇石(分与総高の約三三%)という比較的高い分与高となつた。一方軍功の者への分与は、実戦にどれだけ参加したかといつたことが主たる基準になつて決定され、結果は従来の身分制に則りながらも、実戦で大きな功績をたてた草莽諸隊にも全体の五分の一の石高を割当て、広く恩典を施した。殊に草莽の処置については極めて苦心したが、最終的には第一線での実戦参加者全員と思われる四四三名に分与賞典禄が支給されたのであつて、草莽の活躍ぶりが窺われる。この草莽隊はすべて銃で武装しており、当然尾張藩部隊の中心的戦闘員として最前線で戦つてきたと考えられ、賞典禄の配

分から除外するわけにはいかなかった。裏をかえせば、草莽が賞典禄の分与を強く希望していた証拠でもあり、この欲求を名古屋県と徳川家が汲取ったことは評価できよう。しかし一方では、士族が優遇されていることも見逃せないで、尾張徳川家の賞典禄分与の特徴は、従来の身分制を尊重しながらも、新しい勢力(草莽)への対応も怠らなかつたという二面性をもつ点であった。

また賞典禄の分与額決定作業については、名古屋藩ないし名古屋県にその事務が委任されていたとみられる。特に二・三年分の分配金は、徳川家が藩に現金を引渡したのみで、分与金額の決定などについては藩の軍事掛が行ない、四年の石高分割に際しても県が原案を作成し、これに徳川家の意向を反映させて修正するといった手続がとられたとみられる。本来は徳川慶勝父子に給付された賞禄であるから、これらの事務手続は徳川家で行なうべき性質のものと考えられるが、版籍奉還によって旧藩主家と藩庁が切離された際、旧家臣団は藩庁側の管轄下にはいったために、賞典禄の分与は、いわば藩ないし県と旧藩主家が協力せねばできない事情にあつたとみられる。

上述のように分与賞典禄が決定すると、やはり不満もでてきて、のちに恩典にあずかるべき者を推薦したり、自己の賞秩を返上するかわりに別の者へ加増を願ったりする者もあつたが、これらはすべて取上げられなかつた。

最後に、賞典禄に関して残された問題を指摘しておくことしたい。それは明治六年末に、一〇〇石未満の家禄・賞典禄を有す

る者に対し、これを奉還すれば相応の資本金を与える旨の太政官布告⁽²³⁾が出され、尾張徳川家の分与賞典禄にも変動があらわれるがこの賞秩奉還の問題、それに徳川家による賞典禄の使途の問題があるので、これは別稿を期することにした。

(付記) 本稿の作成に当たり、徳川林政史研究所長所三男先生をはじめ所員の方々に大変御世話になった。ここに深甚の謝意を表する次第である。

〔註〕

- (1) 深谷博治『新訂華士族秩禄処分の研究』(吉川弘文館)二一八―二二七頁、丹羽邦男『明治維新の土地変革』(御茶の水書房)七四―七九頁、下山三郎『近代天皇制研究序説』(岩波書店)一七三―一八八頁など。
- (2) 幕末の動向については『愛知県史』第三卷第一章第一節、戊辰戦争については『三世紀事略 七』(『名古屋叢書』第五卷)を参照した。
- (3) 『三世紀事略 四』三三三頁。(4) 『賞典調書』。
- (5) 『愛知県史』第三卷、五一―四頁。
- (6) 『明治二年々 御賞典一巻』二五丁表に、「御賞典録之三分一出兵之權江被下金、藩江御下々方之儀ニ付、当閏十月御申聞之趣有之」とあるによる。(7) 同右史料二丁表ノ四丁裏。
- (8) 「御賞典録御分配金請取帳」によると、二月と三月及び六月と七月の日付を記した受領証がある。また、表紙に「御賞典御分与人別所附」とある冊子中の「北越・奥羽出兵之權江巳年御賞典禄分配金等調帳」に、辛未(明治四年)九月付で分配金の残額を精算した計算書があるので、九月には分配が完了したとみてよい。
- (9) 前掲「御賞典録御分配金請取帳」にある金額を計算すると、第一表の数字より若干少なくなる。但し、酒肴料の合計は一〇〇〇円余となつ

て第一表のD、Hの合計金額一〇七三円五〇銭に近い数字となるため、D、Hグループの者たちが一時金の支給を受けたものと考えられる。

(10) 西尾豊作『子爵田中不磨伝(尾藩勤王史)』三〇三～四頁。

(11) 『同右』三〇四頁。(12) 『同右』三〇一～三頁。

(13) 『同右』三〇三頁。

(14) 『明治己巳年ヨリ同六癸酉年マテ 御賞典禄御勘定帳』五丁表によると、三年分の分与額は六一七六円四銭八厘五毛とある。しかし同史料

の二年分の分配額は一万一四三五円一九銭五厘五毛となっていて、実際の分与額一万一七八九円五〇銭より三五四円三〇銭四厘五毛少ない。

一方、「北越・奥羽出兵之聲」己巳年御賞典禄御分配金等調帳」では、二年分の賞典禄三分の一の代金だけでは分与総額に不足し、三年分賞典禄の内三八三円三三銭一厘二毛を加えている。従って前者史料の三年分分与額には、二年分へ差加えた三五四円余程度が含まれているものと推定される。そこで三年分の配分額は六一七六円余から三五四円余を差引いた五八二一円七四銭四厘程になると考えられる。

(16) 『法令全書』明治四年九月大蔵省第六四号布告。

(16) 史料仮番号八四。(17) 史料仮番号四一・四二。

(18) 「賞典録一件 七」一丁表。この史料は、名古屋側で作成した分与取調帳に対する東京側の意見と考えられるが、年代は未詳である。本文に掲げた部分では、茅原田音吉に対し慶勝・義宜連印の賞典禄分与黒印状がすでに下付されているように受けとれるが、彼は第三案から名が消えているので、黒印状は最終決定をまだ受けていない程度で作成されたものと思われる。

また若林・堀田(ともに陣代)については、「御黒印之内御取消并調替」(「賞典録一件 七」五丁表)に名が載っている。以下異動のあった者はここに名が記されている。

(19) 註(18)に同じ。なお前掲『子爵田中不磨伝』二九七頁に、五味

織江に賞典禄七〇石が給与されたところがあるが、これは誤りである。彼を分与予定者に加えているのは本稿でいう第二案のみである上に、また同書三〇五頁に徳川家に支給された賞典禄の分配内訳(徳川家・永世分与・終身分与・招魂社のそれぞれ石高)が記されているが、この数字も第二案のもので最終決定高ではない。従って同書は、第二案の史料に基づいて記述されたことが明らかである。

(20) 「賞典調書」三九丁表。(21) 「賞典録一件 七」八一丁に、徳川家の白井武啓が発した照会状の写しがある。

(22) 「分与賞典録請書綴」に返上された黒印状五三通が綴られており、更に一通別の綴に保存されている。(23) 「賞典録御墨印受領状」には、五年二月三日に受取っている者が多くみられる。

(24) 「賞典禄分与御届」の写し(「賞典録取調帳 四」所収)による。

(25) 「賞典録一件 七」二丁表。

(26) 「同右」九丁表(一丁表及び三三丁)。

(27) 徳川家の取り分は、当初一〇分の一の一五〇〇石を予定していたが、一部ではこれに五〇〇石を加え、功労者のうちで分与賞典禄に漏れた者などが万一あった場合にこの五〇〇石の中から追加分賦するように、といった意見もあったが、結果は東京側の意向もあって二〇〇〇石と決定した(「賞典録一件 七」二丁表)。

(28) 『法令全書』明治六年二月二七日太政官第四二五号布告。

(追記) 本稿作成後、高木俊輔氏より有益な御教示を得、また長谷川昇「尾張藩草莽隊始末放」(「東海学園女子短大紀要」一)のあることを御指摘いただいた。ここに感謝の意を表する次第であるが、本稿では十分活用できなかった点をお断わりしておく。